各介護サービス事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 播磨 高志(公印省略)

高齢者施設・事業所の業務継続計画(BCP)の策定状況調査ついて(通知)

本県の福祉行政の推進について、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、令和3年度の介護報酬の改定において、令和5年度中に業務継続計画(BCP)を策 定することが義務化され、災害や感染症が発生した場合でも、継続的にサービスを提供するこ とが求められています。

つきましては、現在の各施設・事業所における策定状況を把握し、今後の施策の参考にする ため、お忙しいところ大変恐縮ですが、下記URLから「埼玉県電子申請・届出サービス」に より令和5年5月30日(火)までに調査に御回答いただくようお願いします。

記

- 1 回答方法 埼玉県電子申請・届出サービスから回答
 https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=53727
 ※「利用者登録せずに申し込む方はこちら」から回答に進んでください。
- 2 対象施設・事業所

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

3 その他 業務継続計画(BCP)については、埼玉県ホームページをご覧ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kouroushou-tsuuchi/documents/bcpsakutei.html ページ番号:179652(さいたま介護ねっとの5月17日付け新着情報からもアクセスできます。)

担当:施設•事業者指導担当

mail: a3240-21@pref.saitama.lg.jp